

天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、長門市及び美祢市において、総出力50,400～63,000kW（4,200～5,500kW×最大17基）の風力発電所を設置する事業であり、本地域における風力発電所の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーを供給することで地球環境保全及び地域の施策目標の達成の一助となることを目的としている。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指す「Mine秋吉台ジオパーク」のエリアを含んでおり、豊かな自然に育まれた地下水脈等とともに複数の住居等が存在していることから、工事の実施に伴う土地改変や施設の供用による環境保全上の影響が懸念される。

今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成されたい。

1 全体的事項

(1) 本方法書では、風力発電設備の出力や配置、基数等が確定しておらず、具体的な工事計画が定まっていない段階において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（以下「評価項目等」という。）が選定されている。このため、環境影響評価の実施に当たっては、事業計画や工事計画を具体化した上で、選定した評価項目等を再検証すること。その結果を踏まえ、必要に応じて評価項目等を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 対象事業実施区域には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林が広範囲に分布しているほか、複数の住居や湧水等が存在している。このため、風力発電設備の配置や基数、工事計画の検討に当たっては、事業の実施による環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を計画に反映させること。

なお、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備等の配置の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 準備書では、具体化した事業計画や工事計画を明確に記載するとともに、評価項目等や対象事業実施区域などを見直した場合は、その検討過程についても具体的に分かりやすく記載すること。

(4) 対象事業実施区域及びその周辺は、複数の住居等が存在するとともに、「Mine 秋吉台ジオパーク」のエリアが含まれる。このため、今後の手続きに当たっては、地域住

民はもとより、ジオパーク活動の関係者等の幅広い主体に対し、事業内容や本事業の実施に伴う環境影響について、これまで以上に積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

また、地域住民等が本事業に起因する災害の発生や鳥獣被害の増加を懸念していることを踏まえ、風力発電設備や管理道路の維持・安全管理体制や鳥獣被害防止対策、事業期間終了後の原状回復措置等についても、専門家等の意見を踏まえ十分に検討した上で、地域住民等に対し、不安の払しょくに努めた説明を行うなど、真摯に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在することから、これらに対する騒音及び超低周波音、振動、風車の影等の影響が懸念される。このため、こうした影響を回避又は十分に低減するよう、風力発電設備の構造・機種を選定、配置や基数の検討を行うこと。

特に、施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測に当たっては、高度や地形等による影響を十分考慮し、最新の知見に基づいた適切な方法で調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果については、地域住民等の不安を踏まえ、準備書において丁寧に分かりやすく記載すること。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域は、複数河川の最上流となっており、対象事業実施区域及びその周辺には、環境省選定の名水百選である別府弁天池湧水をはじめとした地域で利活用されている複数の湧水が点在していることから、大規模な地形改変が実施された場合、その水質等に影響を及ぼす可能性がある。このため、水環境への影響については、「風力発電機設置想定範囲」に分水嶺が位置していることを踏まえ、地層・地質や集水域に係る知見を専門家等から収集するとともに、利用形態も勘案した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、水質等への影響を回避又は十分に低減すること。

また、水環境については、特に、地域住民等から強い関心が寄せられていることから、適切な説明が行えるよう、事業実施前後の水環境を把握するなどの対応についても検討すること。

イ 工事により発生する濁水や汚水は適切に処理するとともに、沈砂池については、近年の集中豪雨等も踏まえた上で、適切な箇所と規模を選定し、周辺河川等への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動植物・生態系

ア 本事業の実施に伴い、希少な動植物への直接的な影響はもとより、生息地の分断や水環境の変化といった動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、関係自治体や専門家等の意見を踏まえ、対象事業実施区域内及びその周辺の動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているか再検証した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、動植物や生態系への影響を回避又は十分に低減すること。

イ 対象事業実施区域の周辺においては、希少猛禽類であるクマタカや希少なコウモリ類の生息が確認されているとともに、対象事業実施区域及びその周辺は、ハチクマ等の渡りの経路となっている可能性があり、風力発電設備の設置により鳥類及びコウモリ類の衝突等が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等の意見を踏まえて調査頻度を増やすなど、適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類等への影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 土地改変後の緑化や植生復元については、実施場所に応じて適切な工法・技術を選定するとともに、準備書において、その場所を選定した検討経緯や規模等を示すこと。

(4) 景観

対象事業実施区域は、「Mine 秋吉台ジオパーク」のエリアを含んでおり、景観の変化によりユネスコ世界ジオパークを目指す活動の支障とならないか、十分な確認が求められる。また、対象事業実施区域の周辺には、秋吉台国定公園や北長門海岸国定公園が存在しており、公園内の主要な展望地からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備の形状、色、配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を実施し、景観への影響を回避又は十分に低減すること。

なお、その検討の過程においては、森林伐採等の工事による改変の影響も含めた詳細なフォトモンタージュを作成した上で、地域住民やジオパーク活動の関係者、関係自治体等と十分に協議を行い、その意見を適切に反映すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施に伴い発生する廃棄物及び建設発生土については、発生量を把握し、発生を抑制するとともに、必要に応じて土壌汚染の有無を確認し、有効利用についても検討を行った上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(6) その他

「風力発電機設置想定範囲」には、兎渡谷権現社跡地といった地域で大切にされている文化財が存在することから、事業計画の策定に当たっては、地域住民の意見を踏まえ、十分な配慮を行うこと。